

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第168回定例会・会議録

日 時 平成29年6月7日(水) 18:30~20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、石川、石坂、石田、入澤、桑原、三宮、須田(年)、高桑、
高橋、竹内、田中、千原、町田、三井田、宮崎、山崎、吉田
以上 18名
欠席委員 西巻
以上 1名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 瀬下防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 小島課長補佐 中村主査
柏崎市 小黒危機管理監
防災・原子力課 関矢課長代理 砂塚主任 目崎主事
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長 須永副所長
佐藤リスクコミュニケーター
矢作原子力安全センター所長
関矢放射線安全部長
長原防災安全部長
水谷建築(第一)GM
武田土木・建築担当
山田地域共生総括GM
徳増地域共生総括G
(本社) 長谷川立地地域部部長
佐藤リスクコミュニケーター
(新潟本部) 林新潟本部副本部長

ライター 吉川

柏崎原子力広報センター 松原事務局長
石黒主事 坂田主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第168回の定例会を開催させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。事務局からは今日の次第、「会議次第」、と「座席表」、そして「委員からの質問・意見書」でございます。あと、委員さん皆さんの限定配布になりますけども、A5サイズの「質問・意見用紙」でございます。

オブザーバーからの資料を確認させていただきます。原子力規制委員会、そして資源エネルギー庁、新潟県からそれぞれですね、地域の会の「前回定例会以降の動き」という資料が届いております。

東京電力からは6種類の資料が届いております。1つ目が地域の会の「前回定例会以降の動き」に関する資料、2つ目が「廃炉・汚染水対策の概要」、3種類目が東京電力通信の臨時号になります。「柏崎刈羽原子力発電所 免震重要棟の耐震性について」というタイトルでございます。あとあの「柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟の審査対応問題、そして新潟県への報告概要」の資料でございます。5つ目が「東京電力株式会社の古安田層の年代評価について」という資料、そして6番目の最後の資料になりますが「委員ご質問への回答」というこの6つの資料になりますが、不足等ありましたら事務局のほうへお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。それでは、これからの会議進行につきましては会長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

皆様、お疲れ様でございます。それでは、第168回の定例会を開催いたしたいと思えます。それではまず、「前回定例会以降の動き」ということで入らせていただきますが、東京電力、それから原子力規制庁、資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村の順に説明をいただきますが、質問・意見等につきましては、各オブザーバーが説明終了後お受けしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、東京電力からお願いします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。発電所の須永でございます。本日もよろしくお願いをいたします。免震重要棟の件と刈羽テフラの件につきましては、後ほどお時間をいただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただければと思えます。

それでは、説明に入らせていただきます。いつものとおり真ん中に、「第168回地域の会定例会資料」、右上に、「東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所」と書いてある資料をご覧くださいと思えます。右下のほうに、ページが振ってございますので参考にさせていただければと思えます。

初めに、発電所に関する情報の中で3月の定例会で説明をしました「火災の発生」についての原因と再発防止対策について説明をさせていただきます。資料の10ページをご覧くださいと思えます。右下のほうにページが振ってございますので10ページをご覧ください

さい。本年の2月でございますが、6・7号機サービス建屋の2階ロッカー室において火災が発生し、当社の自衛消防隊と消防署による消火活動の結果、鎮火をいたしました。その後、当該ロッカー室に保管してあった書類だとかテレビなどの焼損状況から付近に設置されているコンセントを中心に原因調査を行ってまいりました。推定原因と再発防止対策がまとまりましたので、先月の11日、公表をしております。推定原因につきましては次の11ページをご覧くださいと思います。焼損のあったコンセント等の異常の有無の確認、及び再度の現場調査の結果からコンセント付近に埃が溜まりましてトラッキング現象など発生させる条件が複数重なることによりまして、当該コンセント付近から出火した可能性のあるものと考えております。実際に再現実験をしたところですね、やっぱり発火をしてみたというところがございます。再発防止対策といたしましては、コンセント周辺に可燃物がないことを確認して可燃物は撤去いたしました。この事例を関係者に周知すると共に、使用されていないコンセントにはキャップをして埃の堆積の防止を図っているところがございます。

次に原子炉設置変更許可申請書の記載変更及び補正についてです。こちらは21ページ、22ページ、23ページを見ながら、聞いていただければというふうに思います。

当発電所の6号機7号機については、平成25年の9月の26日に新潟県知事から規制基準適合申請に係る条件付きの承認をいただいております。その承認条件に基づきまして、了解の後にフィルタベント設備を運用開始する旨を申請書に記載をいたしました。先月の30日、5月30日でございますが、審査の議論を踏まえますと当該記載を申請書から削除いたしまして、原子炉設置変更許可申請書の補正を行いたいということで、ご理解をいただきたいという旨を新潟県知事に私共の社長の廣瀬からお願いをいたしてございます。翌日の31日に新潟県から、6号機7号機フィルタベント設備について、文書でご要請をいただきまして、当社は翌6月1日付で安全協定に基づき遵守する旨を文書で回答をいたしております。

本日、新潟県と当社において確認書を締結いたしております。次に特別事業計画についてです。特別事業計画につきましては、資料の一番後ろのほう、27ページから33ページに、特別事業計画の概要を付けてございます。その一つ一つは説明をしないで、全体の流れのみを説明をさせていただきます。当社を取り巻く環境は3年前に認定されました、「新・総特」の策定以降、電力の小売りの全面自由化などの競争の激化だとか、東電委員会において廃炉、賠償に必要な資金規模が示されるなど、大変大きく変化をしていると認識をしております。そうした厳しい状況下においてグループとして福島への責任を果たし続けていくため、昨年末にまとめられた東電改革提言を踏まえまして、一層の生産性の向上に加えまして共同事業体の設立を通じた再編・統合などの計画について、3月末に骨子というかたちで公表をいたしております。

その後、「原賠・廃炉機構」と共同で廃炉賠償の資金をどのように確保していくのか、とか、企業価値をどのように増大させていくのか、とか、今後の収支計画をどのように見通していくのか、などについて具体的な議論を重ねまして、5月11日に「新々・総合特別計

画」として取りまとめまして、主務大臣へ認定申請をいたしまして、その一週間後、先月の18日、主務大臣から認定をいただきました。

この「新々・総合特別計画」の取りまとめにあたりまして、当発電所の稼働時期について3パターンで収支の計算を行っております。一番早いパターンですと2019年から順次稼働することとしておりますが、これはスケジュールありきではなく、あくまでも収支を計算するためのものがございます。

稼働にあたりましては、安全を最優先に、大前提といたしまして審査に的確に対応していくと共に、立地地域の皆様の安全に対する懸念に関して真摯に説明をし、その上でご理解を得ながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、当発電所におけるコミュニケーション活動の取り組みについて、若干紹介をさせていただきます。6ページをご覧ください。6ページですと、免震重要棟問題に関する説明ブースを、市内のフォンジェ、カムフィー、サービスホールにおいて、4月22日から28日までの1週間開設し、社員が説明にあたりました。来場者は144名。「再稼働の前に、企業体質の改善を図るべきだと」、などの厳しいご意見もいただきましたが、「町の中心地まで出向いて説明していただくのは市民にとってはありがたい」など評価していただいたご意見もございました。また、同様の取り組みを上越市内でも実施してございます。後ほど、9ページをご覧くださいというふうに思います。

また先月の29日から、柏崎市および刈羽村の約4万1千世帯を個別に訪問する活動を開始いたしております。今後とも地域の皆様への説明やご意見をいただける活動について実施してまいりたいというふうに考えております。またコミュニケーション活動において工夫を凝らした点などあれば、併せて説明をさせていただき、ご意見などをいただければ、とも思っております。

最後になりますけれども、資料についてです。ケーブル関係や原子力安全改革プランの進捗報告、それから原子力安全改革プランの進捗等に関する監視結果について、原子力改革監視委員会からの当社取締役への答申など、また毎回添付しております当発電所の安全対策に対する取り組み状況などについても、いつものとおり添付してさせていただきます。お時間がある時にご覧をいただければというふうに思います。

私からの説明は以上です。福島状況につきまして、本社のRC佐藤から説明をします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

私からは、毎回福島第一からの至近1か月間のトピックを紹介させていただいております。資料はカラーの横長の「廃炉汚染水対策の概要」というタイトルのものになります。こちらをご覧ください。A4の横長になります。この資料は、右上に書かれておりますように、「廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議」というところが毎月最終木曜日に公表しているものでして、この会議では大学の先生方や経産省、厚労省、文科省、内閣府、エネ庁、規制庁さん、といった方々と当社がメンバーになっております。

この資料の上半分には、廃炉の主な作業項目と作業ステップが書かれています。例えば、最初の段の、「使用済み燃料プールからの燃料取り出し」というところについては、左から右に向

って4つの作業ステップで進めていくということが書かれています。で、現在の状況ですけれども、1号機と2号機は最初のステップであります、「瓦礫撤去と除染」という段階に今ありません、ということを示していきまして、3号機は2番目の作業ステップ。4号機は最後の作業ステップまでできました。といったように、各号機の進捗状況がわかるようになっています。

それでは、本題の裏のページで最近1か月間の取り組み状況を紹介したいと思います。

まず左上の「3号機の燃料取り出し用カバーの設置工事の進捗」でございます。3号機は震災当時、水素爆発、建物が水素爆発で天井と壁が壊れましたので、もともと最上階のフロアにありました燃料プールの水面が、現在では上空から見えるような状況になっています。しかしあのプール自体は壊れていませんので、現在プールの中にあります、燃料はしっかりと冷却されている状況ですが、今後この燃料を取り出して別のプールに移すために、プールの上に新しいクレーンを取り付けまして、さらにその外側をかまぼこ型の金属製のカバーで覆うということに、いう計画にしております。

現在はそのカバーの土台部分を設置している段階でして、これまで順調に作業が進んでいきまして、今年の夏頃、その上にカバーを設置する予定にしております。

次に、今度は右上をご覧ください。「3号機原子炉格納容器内部調査」というところになります。ここに、写真に写っておりますものは、水中を移動しながらビデオ撮影する潜水艇のようなものでして、遠隔操作によって動かすことができるものです。写真では非常に大きなように見えるんですけども実は、幅が10cm程度でして、長さが30cm程度の小型のものになります。で、この紙面の中央部分って言いますか、に、1号機から4号機までの原子炉建屋の断面図が書かれているかと思いますが、そのうちの右から2番目の3号機の断面図を見ていただきますと、その中央のまるい形をしたものが格納容器、若干大きめのものが格納容器になっておりまして、その格納容器の下半分に水が溜まっていると、ここにこの潜水艇を入れまして中の様子を撮影することになっています。実際にこの潜水艇を投入するのは、今年の夏頃を予定しております。当社の説明は以上です。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

今ほど私が説明をした資料の32ページでございますが、32ページの上のほうの数字がちょっと切れちゃって、見えなくなってしまっておるので、これ次回までにですね、修正をして事務局のほうに提出をさせていただきます。どうもすみませんでした。東京電力からは以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、原子力規制庁お願いいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、こんばんは。原子力規制庁の平田です。

それでは規制庁の資料、「地域の会第168回定例会」という表紙が付いてるものをご覧くださいと思います。

資料は2部構成になってまして、資料1が、前回定例会以降の規制庁の動き。それから、

資料 2 がですね、前回あの、前々回ですね、委員からご質問いただいてまして、その回答を添付しております。

それではまず、規制庁の動きについて説明をいたします。

資料 1 の規制委員会関係ですが、ちょうどあの前回定例会が開かれました 5 月 10 日に、第 7 回の定例会が開かれておりまして、ここではあの、平成 28 年度の第 4 回の保安検査の実施状況について委員会に報告して承認をいただいております。柏崎刈羽の発電所に直接関係するような委員会というのは、この 5 月 10 日の第 7 回定例会でして、それ以降はですね、8、10、12 と開かれておりますが、それぞれあの直接的にはあのまだ関係のないような議題でありました。5 月 17 日は緊急時活動レベルの見直し策定で、それに伴う意見募集の実施をするということで委員会に図っているものでございます。

それから 5 月 24 日は、平成 28 年度の規制委員会の年次報告ということで 28 年度の原子力規制委員会の活動について、国会に報告するんですが、これの案を委員会にまず諮ったというものでございます。

それから 5 月 31 日は、平成 28 年度の原子力総合防災訓練、これは泊発電所で行ったものですがこれの実施成果について委員会に報告しております。

次に、6・7 号炉の審査状況ですが、これも 5 月 10 日から至近は 6 月 1 日にかけてご覧のとおり開催されております。

この中で審査会合としては、5 月 18 日の第 468 回、適合性に係る審査会合で、重大事故対策等に関する変更について、ということで審議が行われております。

それから、法令通達に係る文書は、5 月 24 日の放射線管理等について事業者から報告を受領したということでございます。

次に面談ですが、5 月 18 日、これは先ほどの委員会にもありました通り、緊急時活動レベルの見直し等への今後の対応について、事業者側と面談が行われております。次に 5 月 26 日ですが、電磁作動弁の動作遅れ、それからタービン動翼取付け部の点検に係る東京電力ホールディングスの対応について、ということで電磁作動弁の動作遅れというのは、これは柏崎で発生したトラブルですが、もう一つのタービン動翼取付け部の点検というのは、他電力の発電所で起こったトラブルでそれぞれあの、東京電力の対応の現状について面談で確認しているものでございます。

あと、原子力規制事務所の活動ですが、5 月 10 日、平成 29 年度柏崎刈羽原子力規制事務所における保安規定の実施方針。今年度、どういう見方を保安検査でしていくかという実施方針について策定して、これをホームページ上で公開しております。

それからもう 1 点が、柏崎刈羽原子力規制事務所における事業者への軽微な指摘の公表。これはあの平成 28 年度の第 4 四半期分ですが、これに関しては結果的にはですね、当事務所から発電所に対する指摘等はございませんでした。

次に、5 月 29 日からですが、これあの現在も続いておりますけども平成 29 年度の第 1 四半期の保安検査を開始しております。検査項目としては、まず 1 点目があの発電所長レビューの実施状況ということで、前年度のですね、発電所の保安活動がどのように行われ

たかという所長のレビューが行われてるんですが、その状況について我々は検査で確認しております。

それから2番目が、緊急時の措置の実施状況。これあの緊急時の対応についていろいろ発電所では訓練重ねておりますが、それがあのちゃんと評価されて改善につながっているか、という観点で検査を行っております。

3番目は、放射性廃棄物管理の実施状況。これあの放射性廃棄物というのは固体と液体と気体と3種類あるんですが、それぞれがあの適切に管理されているかどうかを検査で確認しているものでございます。

4番目が、抜き打ち検査。これあの今日ちょうど実施しましたのでもうここに書きませんが、周辺監視区域というですね、発電所の周りに皆さん車が通るとフェンスとか標識があると思うんですけど、それがちゃんと管理されているかどうか、について今朝ですね、東京電力のほうに通告して我々で検査に入っております。

で、保安検査としてはですね期間は一応今週の金曜日までを予定しておりますが、その結果についてはまた取りまとめて報告させていただきます。

その他としては、5月15日、火山灰の大気中の濃度に対するプラントの影響評価について、ということで。これはあの柏崎だけではないんですが、当然あのK-6/7も含めてですね、あの火山灰の濃度、大気中の濃度に対する影響評価というものを規制側と事業者側で確認をしております。

あと、モニタリング情報に関してはいつものことですが、最新の情報について、ここに載せておりますので後ほどご確認いただければと思います。

それから、資料2ですが、これはあの前々回、委員からご質問がありました、福島第一の事故が起こった時にですね、ERSS、あのこれはあの緊急時の対応をあの、補助といいますか、するシステムがございまして、それがですねうまく機能しなかったのはなぜか、というのがご質問の主旨でありました。で、回答内容としてはですね、当時あのプラントのデータというのがあの、皆さんご存知のとおり、非常用のディーゼル発電機も含めて電源があつた喪失してしまつて、福島発電所からこのERSSにシステムとして、そのデータが送られなかったと、いうことからですね、いろいろな判断、それからこのシステムにはですね、あの皆さんよく御存じのSPEEDIですとか、あとPBSといったようなですね、予測するシステムもあるんですけど、それもいずれにしてもプラントのデータが送られないということで、有効に機能しなかったということがあの回答としては書かれております。で、現状はですね、それらの反省に立って、例えば電源をですね非常用DGにさらに加えてそのガスタービンの発電機ですとか、さらに電源を多重化する。それから、これらのあの得られたデータがですね、きちんとそのERSS側に伝わるように伝達経路も複数の経路を設けると、いったような対応が採られております。詳細については後ほどこの回答を読んでもいただければと思います。規制庁は以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、資源エネルギー庁お願いいたします。

す。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁の日野です。よろしく申し上げます。

お手元に配布しております、「前回定例会以降の主な動き」ということで右上に「資源エネルギー庁」と書いてある資料をご覧ください。

それではまず最初の1ページ目ですから、1.の「電力全般」というのと、2.の「新エネ・省エネ関連」というところにはですね、この1か月行われた、委員会や研究会について記載されております。

最初ですがまずあの、1. (2) ですが、5月15日と22日に「電力・ガス基本政策小委員会」の制度検討作業部会が行われております。両方とも事業者ヒアリングということで、例えば沖縄電力とか、それから風力事業者、それから太陽光事業者などからヒアリングを行っております。

続きまして(3)ですが、5月31日に地層処分研究開発調整会議が行われております。今後の研究開発などについて議論がなされております。

続きまして、2.の新エネ・省エネ関連ですが、5月25日に再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題に関する研究会が行われております。導入状況とコスト競争力、立地制約のある電源の導入促進などについて議論がなされております。

次のページにいきまして、その他事項として、(2)をご覧ください。本年度のエネルギー白書が公表なされております。エネルギー白書とは、毎年、エネルギー政策基本法に基づき、政府がエネルギーに関して講じた施策の概況について、国会に提出する報告書となっております。

本年度版に関しましては、福島復興の進捗、それからエネルギー政策の新たな展開。例えばFIT制度の見直し、などについて記載がなされております。詳しくご覧になりたい方はこちらのほうに記載されております、資源エネルギー庁のホームページをご覧くださいければと思います。

以上、資源エネルギー庁からの報告になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、新潟県お願いいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様です。それでは、新潟県から資料に沿って前回定例会以降の動きについてご説明いたします。

まず、安全協定に基づく状況確認ですけれども、5月12日に月例の状況確認を実施しております。主な確認内容といたしましては、BWRの運転訓練センター、本館内のサイトシミュレーターでの訓練状況を確認しました。また、5号機の緊急時対策所の状況も確認しております。

5月30日に、年に1回の発電所の年間の状況調査確認を実施しております。確認内容といたしましては、28年度の運転保守状況等の確認と、5号機緊急時対策所、免震重要棟を

確認しています。免震重要棟耐震不足問題に係る再発防止対策の進捗状況なども併せて確認をしています。

2 番目ですけれども、先ほど東京電力からも説明がありました、原子炉設置変更許可申請書の記載変更、それから補正に係る申し入れについて、資料に記載のとおり経過となりますが、簡単に説明をさせていただきます。

2 ページ目の資料をご覧になっていただいたほうがわかりやすいかと思います。これは本日私共で出した報道資料ですけれども、発電所の6、7号機のフィルタベント設備について東京電力と確認書を本日締結しました。この間の経過ですけれども、5月30日に申請書の記載変更、それから補正について東京電力から申し入れがありました。これについて、県から東京電力に確認の文書を手渡しております。これについては、その文書も報道資料と併せて載せてあります。

6月1日に東京電力から確認に対する回答の文書を受領しており、これらを合わせたかたちで確認書ということで、今日確認書を交わしております。それが3ページ目の確認書となっております。この内容というのは、1番はフィルタベント設備についてはその地元避難計画との整合性をもたせて、協定に基づく了解が得られない限り供用できない設備であることということで、申請書からの削除ということではあります。この約束は県との間では確実に守るということを確認しています。

仮にこの甲である県の了解がないにも関わらず、東京電力がこの設備を供用した場合には、新潟県は安全協定14条に基づく、適切な措置を講ずることを求める、ということです。これを求めた時には、乙は誠意を持ってこれに応ずることを確認をしており、県と東電との約束は以前とまったく変わらないということを確認をしています。

県からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、柏崎市お願いをいたします。

◎小黒防災・原子力課危機管理監（柏崎市）

市の小黒でございます。柏崎市から資料はございません。今ほど新潟県さんがお話いただきました、安全協定に基づく状況確認、5月の12日とそれから5月の30日に、刈羽村さんと共に行わせていただきました。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村お願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。刈羽村におきましても新潟県、柏崎市さんと共に状況確認のほうを5月12日と5月30日に実施しております。以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではあの、前回定例会以降の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまで説明をいただきましたが、委員の皆様からこれから質問・ご意見をお受けしたいと思います。名前を名乗ってからの発言をお願いをしたいと思います。それでは

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎といいます。東京電力にお願いしたいんですが。今ほどの記載変更、原子炉設置変更許可申請書の記載変更ということについて関連してお聞きしたいんですが。今新潟県の説明を聞きますと、この文書を削除しなくてもですね、県の理解がない限りこの施設、供用することがないというような実質的なことが行われるんだということが説明ありましたが、どうしてこの文章を削除するというを行ったのでしょうか。実質変わらないのであれば書いてあっても何にも。変える動機というのがよくわからないんですが、いったいどこからこの削除するというようなことが始まったのか、教えていただきたいと思います。

◎桑原議長

それは、東京電力への質問でしょうか。いかがでしょうか。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。東京電力よりご回答させていただきます。記載を削除したという点について、その理由のご質問かと思えます。

私共としましては、新規制基準に基づきます審査の過程におきまして、やはりその、そこに記載することが適切かどうかというところで、判断をいたしましたものでございますけれども、審査対象となる設備としてですね、当該のフィルタベント設備は、その対象外の設備であるということに基づきまして総合的に判断して、記載から除かせていただいたというところでございます。

◎桑原議長

じゃあ宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

ちょっと今の説明でよくわからないんですが。文書をこう、外すことによって、動機っていいですかね。そういう位置付けがないんだというようなことが、今言われたように思うんですが。これは本当に、住民を被ばくさせない、住民に被ばくさせないっていうためにも、私ら住民としてはもう本当に必要なものだと思ってますし、国の位置付けがそういう、なんていうんですか、品質のものでないというようなことがあったとしても、これは私ら住民を安心させる上では、これ使って、許可もらった上でですね、使うっていうことは当然だと思うんですが、なぜ外したのかよくわからない。そういう位置づけ。このフィルタベントの位置付けによる、だけなんですか。教えてください。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

あの、ご質問ありがとうございます。あの、全くご指摘いただいたことと私共同じ思いでございます。記載をですね、削除したとしましても、このフィルタベント装置というものは非常に重要な位置づけでございますので、従いましてこの対処につきまして直接、新潟県知事様にですね、その私共の思いというものをですね直接お伝えし、そして先ほど新潟県のほうからご紹介ございました確認書というかたちで、別の文書でお約束をもう一度させていただいたということでございます。

◎桑原議長

宮崎さん、じゃあ最後ということで。

◎宮崎委員

すいません、やっぱりよくわからない。じゃあ、別の聞き方しますけれども。外すことによって、何か東電のほうでやりたいこととかですね、より、この効果の上がるようなことがあるという、そういうことがあるのですか。それ、ぜひ聞かしていただきたいと思います。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。ありがとうございます。まったくその位置付けというものには変わりはありません。はい。

◎桑原議長

それではですね、他の方。どうでしょうか、高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力をお願いします。

遮水壁の話ですけれども。まあだいぶあの、未凍結箇所は1か所になったというようなこともあったり、0℃以下となりましたというわけですが、でも完全に遮水壁が成功しているわけではないのが事実かと思えます。で、今実際に遮水壁をやったけれどもまだ漏れてくるという、その漏れてくる量をちょっとおしえていただきたいと思うんですが、どういう単位でおしえていただければいいのか、ちょっと私もわかりませんが、一日どれくらいとか、あるいはその汚染水のタンクがいっぱいになるのに、何日くらいでいっぱいになるくらい出ているのかと、その汚染水がどれくらい今のところまだ防ぎきれないでいるのか、というその量について、わかりやすい説明の仕方をお願いしたいと思えます。

◎桑原議長

それでは、東京電力をお願いします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

陸側遮水壁の凍結状況ですけれども、1か所については、わざと凍結させていない、開けているというところがあります。これは、一気に閉じてしまうと、その囲われた中の地下水の水位が急激に下がってしまう恐れがあるからで、そうすると、建物の地下階に溜まっている汚染水の水面の高さよりも周り地下水の水位が下がってしまい、中の水が外に出してしまうリスクがあるので、建物の周りの地下水が急激に下がらないようにコントロールしています。そういう状況ではあるので、そこから地下水は若干は入ってきてます。それ以外のところは0℃以下になっていますので、壁はできています。

汚染水の増加量はどのくらい少なくなったのか、というご質問ですけれども、確か、当初は、一日400tくらいが入ってきていたと思います。それが最近では一日100tくらいに減ってきている、といったイメージです。

◎高桑委員

確認ですけれども、この凍土方式の陸側遮水壁の一番前のページのところに書いてある、「凍結範囲がすべて0℃以下となりました」と書いてありますが、0℃以下になったと、凍結しました

と書かないで、0℃以下になりました、というところは違いがあるのでしょうか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

計測しているのは温度ですので、温度情報としては 0℃以下である、ということは正しい表現の仕方になります。0℃以下ですので凍結していると、ということになります。

◎桑原委員

凍結をする。凍結、未凍結箇所は 1 か所という書き方をしながら下のほうで、「0℃以下になりました」というのは何となく表現としてね、非常にあの不正確な感じを、私は受けましたので今質問させていただきました。

で、一日 100 t くらいですとタンクはどれくらいでいっぱいになるんですか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

敷地の中には、約 1000 個くらいのタンクがあります。一つ当たりの容量としては、いろいろな大きさものがありますが、1 個 1000 t 位のものが多いです。

◎桑原議長

高桑さん、よろしいでしょうか。それでは他の方、いかがでしょうか。ございませんか。それじゃあ、山崎さん、どうぞ。

◎山崎委員

山崎ですけども。単純なことだかもわかりませんが。ちょっと新潟県の方にさっきの説明がありましたものについてちょっと聞きたいんですが。

安全協定に基づく状況確認ということの説明がございましたが、何項目かのものについて、「状況について確認したと」確認したということなんですが、その、確認結果がよかったのか、悪かったのかというものについてはどうだったかというものについて、ただ確認した、確認した、ということじゃなくて本当にそのデータに対してよかったのか、悪かったのかというものについて、もしわかったら、細かいことはいいですが、おしえていただきたいということでございます。以上です。

◎桑原議長

それでは、今お答えできるものについてはじゃあお願いできますか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

はい。例えばこの度の状況確認では、5 号機の緊急時対策所ですとか、それから免震重要棟について確認をしまして、これはご存じのように、その免震重要棟耐震不足の問題について、確認をしたということですが、東電からは 2 月に、この問題が発覚してから県に対して報告書ももらっています。その対策などもこれから講じるということで聞いていましたので、それを今後どうしていくのか、ということをお聞きしたのと、今後のことについて、私達もそこを確認していくという話をしております。具体的にこの時の状況について、どうだったのか、ということについては、今、詳細について持ち合わせておりませんが、今後、特出しするようなものがありましたら、この中にも記載をしていきたいと思っております。

◎桑原議長

ありがとうございました。山崎さんよろしいでしょうか。はい。それでは他の方。えーとじゃあ宮崎さん以外の方おられましたらそちら。じゃあ千原さんどうぞ。

◎千原委員

東京電力さんにちょっとご質問というか、聞きたいことがございますけど。

この時期ですね、4万1千戸の戸別訪問というのをやられているわけですけども。その意図がちょっと分からないところがございます。それで、それを説明してもらいたい。なぜかというところと先日、荒浜地区の町内会長のところにおじゃましてですね、いろいろご説明をしたという話をお聞きしました。で、報道陣も、報道の人もですね、随行していろいろこう、聞いたって話なんですけれども。町内会長いわくですね、まあ私のところに来て、自分が言いたいこともあったんですけども、それが報道される時ですね、自分の意図が伝わらない状態でいろいろ報道されてしまったから、その、電力さんが戸別訪問する時ですね、何を目的に、目的にして、何をどういうふうにその、この今回のこの時期にやってるのかということを知りたいということ、お話しございましたですね、私はちょっと今は代わってご説明させ、説明を受けさせてもらい、したいと思います。

◎桑原議長

では、東京電力さん、お願いします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。自分のほうからお答えをさせていただきます。

戸別訪問につきましてはですね。3.11以降につきましては一昨年からは開始をしております。一昨年行いまして、それから昨年。それから今年ということで、3.11以降3回目になります。

まず、1回目の訪問につきましては、私共はまず発電所を見ていただきたい、ということで一昨年始めさせていただきました。昨年につきましては、地域の皆様からたくさんの意見をいただきたいというかたちで回らさせていただきましたが、その間、こちらの定例会でも何回か説明をさせていただいております、ケーブル問題。不適切な敷設、その問題等がございましたので、昨年は、訪問をしてご意見をいただく中で原子力に対してどう思う、とか、それからケーブルについての説明もさせていただき、お詫びもさせていただきました。

では、本年の主旨は何なんだ、ということですが、本年もですね、一昨年からは続けております、この訪問活動というのを行いましてご意見をいただきたいということで回っておりますけども、当然、この一番大きな免震重要棟の問題というのはございましたので、この件についてはお詫びを申し上げると共に、説明もさせていただければという趣旨で今回の戸別訪問については先月の29日から開始をさせていただいている、という状況でございます。◎桑原議長

千原さん、よろしいでしょうか。はい。それでは宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

お願いします、宮崎です。規制庁をお願いします。

先ほどの質問に対する回答というのがありました。資料の2と書いてありますよね。この回答の中でECCS。どこだったかな。ECCSに対する説明、なかったですかね。ECCSの説明じゃなかったですかね。間違ったら。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ERSS ですか。

◎宮崎委員

ERSS です。大変失礼しました。あとにします。ごめんなさい。

◎桑原議長

はい。それでは他の方。他の方ご質問、ご意見ございませんでしょうか。じゃあ石川さん、どうぞ。

◎石川委員

石川です。先ほどの山崎さん、山崎委員の質問は私もまったく同じ意見を持ちまして、確認したというその事実っていうんですかね、ことだけではなくてやはりその内容を具体的な、どういう点をチェックしたのかっていうことをもう少しあの新潟県のほうからはご説明があつてほしいと思いました。

あと、あの一番最初に東京電力さんのほうからフォンジェや市内、何カ所で説明会を行なった時に「東京電力の社内体質は変わってないんじゃないか」という厳しい意見をいただきました」というお話がございましたが、私の市民感覚ですと厳しい意見、というふうに捉えるところがやっぱりちょっと感覚が違うんだなと。当たり前だと思うんですね。この間のことを指摘されて、隠ぺい体質は変わってないんじゃないかと市民は、まあほとんどの市民はそう思っています。だからそこをもっと真摯に受け止めるべきではないでしょうか。

それと、浦川原でなんか説明会が行われたということですけど、これは浦川原のほうから、してほしいというその地域からの要請があつたんでしょうか。これは質問です。

◎桑原議長

それでは、東京電力さん今の件についてお答え願えますか。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

初めにあのフォンジェのほうの厳しい意見。捉え方がおかしいっていうところでございますけれども。私共あの、隠ぺいだとか故意に隠したということは、そこについてはですね、少し反論もございますし、もう前回、前々回とご説明をさせていただいておりますけれども、その気持ちはあんまりなかった、いろいろと調査をした結果でもそういうものではなかったというふうには受け止めておりますけれども、やっぱりしっかりと説明をしてこなかった、ということや、審査会合の中でもっとしっかりと説明をしていなかったり、その内容について、経緯を説明してなかったというところは非常に反省すべき点がたくさんあるというふうには思っております。

それから、実際今、原子力安全改革プランということで先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、そういう中で、何とか体質といわれているものを少しでも良いほうに変えていくというような努力を今しているところでございます。そこについては、厳しいという言い方がおかしいのであれば、それは反省をしたい、というふうに思います。

それから上越のほうは新潟本社でいいですか。◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

上越の浦川原総合事務所のほうでコミュニケーションブースを開かせていただいた件につきまして、新潟本部のほうからお答えいたします。

あの、私共としましては広く県内の皆様から多くのご意見をいただきたいということで広報広聴活動を進めてございますけれども、そういった意向をですね、各自治体様とお示しする中で、浦川原の総合事務所様のご理解をいただきましてその場所をご提供いただくという運びになりましたので、先般のコミュニケーションブースの開催ということをさせていただいたことでございます。あの、ある地域やエリアを限定してこういったことをやろうというわけではございませんで広く県内、隅々までやらしていただけるようなことを希望しておりますので、これにつきましては今後も継続してやらしていただきたいと思っております。

◎桑原議長

ありがとうございました。石川さん、よろしいでしょうか。それでは他の委員さん。はい、竹内さんどうぞ。

◎竹内委員

竹内です。話がちょっと戻ってしまうんですが、戸別訪問の件なんですけれども。私ちょっと家に居たんですが、おじいちゃんと話をしてお帰りになってしまって、資料だけが私の手元にあるんですけれども。この中で免震重要棟のことで断層の話がされてるようなんですけれども、特に断層の話のところ東京電力さんの見解だけがこう説得力あるすごくきれいな図で示されているんですが、正直、住民としてはこういうふうに説明をされるよりは、活断層研究会と一緒に地盤を採取して、一緒にテーブルで議論をしていただいて共通の結果を出していただいたほうが安心できるなという感じがします。ですので、きれいな資料で戸別訪問をするよりも、公開の場で議論をしていただくということをぜひお願いしたいなと思います。以上です。お願いです。

◎桑原議長

ご意見ということで。他の方、おられませんでしょうか。それではですね、無いようであれば前回定例会以降の動きの中の質疑応答は終了させていただきます。これからちょっと5分ほど休憩に入らせていただきます。7時半再開ということでお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

－ 休憩 －

◎桑原議長

それでは会議を再開いたします。今日は免震重要棟についてということで議題があります。今日の議題の免震重要棟につきましては、新しい委員さんも理解できるように問題点を絞って、できるだけ簡潔に説明をしていただき、意見交換中心の時間帯とさせていただきたいと思えます。それではですね、東京電力ホールディングスさんから説明をお願いをしたいと思います。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の須永のほうから説明をしたいと思います。その前に、宮崎委員さんからのご質問に対して若干ちょっと補足をさせていただきます。訂正をさせていただきます。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

新潟本部の林と申します。先ほど宮崎委員からですね、冒頭ご質問いただいた件のご回答に一部誤りがございましたのと補足をさせていただきたいと思ひまして、申し訳ありませんがよろしくお願ひします。

まずあの、ご説明で誤りがございました。その誤りというのは、このフィルタベント設備というものが審査の対象外です、というふうに先ほど申し上げてしまひまして、これあの、間違ひでございます。あの、フィルタベント設備につきましては審査の対象でございますが、記載している内容についてでございますけれども、地元の了解をいただいてから供用をするということ自体がですね、規制庁の審査をいただくような内容ではない、ということで、その記載から外させていただき、別途あらためて地元了解に関してのお約束をさせていただいたということでございます。これあの、そもそもお約束をする場が誤っていたということに気が付いたということございまして、私共はそれを審査の過程で気づきまして、そのような手続きを改めてさせていただくという、そういう判断をしたもの、ということでございます。よろしくお願ひします。 ※注

（※注・・・東京電力より補足説明）

格納容器ベントが必要となった際には、発電所長の責任と権限において実施するものであり、このことが解釈によって揺らぐことのないようにしておくべき、との審査の過程での規制庁との議論を踏まえ、弊社の判断により申請書からは削除したものの。

◎桑原議長

今の件につきましては、じゃあ短い時間でお願ひできますか。

◎宮崎委員

ありがとうございます。今の確認しますけど。そうすると泉田知事がこのことを要請してましたよね。泉田知事との約束で書く、ということになってたんじゃないんですか。書く場ではなかったというよりも、泉田前知事との約束を果たすっていうことがあったんじゃないかと思うんですが。そういう上で書かれたと思うんですが、どうですか。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。前、泉田前知事とのお約束で記載ということではございましたけれども、その記載を削除させていただくという判断をした結果、そのお約束自体をしっかりと履行させていただくために、改めまして米山知事のほうにですね、その旨をご説明させていただいて、改めてお約束のための確認書と、先ほど紹介させていただいたものを取り交わさせていただいたということで。このお約束が重要であるという私共の認識についてはまったく相違がございませんで、そもそも先ほど申し上げましたお約束してしまった、場といいますかですね、そこが相応しくなかったという、まあそういうことだということでご理解いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

◎桑原議長

それじゃあ規制庁さん、お願ひします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

すいません。ちょっと規制庁側から補足させていただきます。

まず、東京電力とそれから前、泉田知事との約束内容というのはその、県と東京電力の間の協定で、フィルタベント設備を使うにあたっては、ちゃんと事前の了解を取ります、という約束だけです。で、今回、東電さんが削除した申請書というのは、規制庁側が規制基準という法律に法った、ちゃんと性能機能が出てくるかどうかを審査する書類ですので、それは県と東京電力の間の約束事とは全く関係のないものですので、そこにあったその約束事の記載部分を除いたというのが今の話ということでございます。

ですから、2つあるんですね。法律に基づいたその申請を出す書類の審査と、県と東京電力の間の協定書っていう、2つがごっちゃになってたのをきれいに仕分けしたというのが、今の東電さんの説明です。

◎桑原議長

ありがとうございます。はい、新潟県さん、どうぞ。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

宮崎さんのおっしゃるのは、その平成25年9月に載せた、私たちのほうで条件を付けたものを申請書に記載をお願いしますという約束のことをおっしゃっていますよね。それはそのとおりです。条件付きですけども、それで審査を承認したわけです。その審査の過程の中で、詳細は県は関与致しませんけれども、何かしらのやり取りがあって、今回東電は申請書からその記載を落としたという申し出がありました。

規制委員会と東電との関係は炉規法に基づく審査の関係にあるわけです。県と東電との関係というのは、安全協定第3条に基づき、事前了解をきちんと取ってくださいということにあるわけです。よって、その部分は確実に守ってくださいということです。そこを確実に守ることによって、申請書に記載するという約束をしたことについては、審査の過程の中で、規制委員会と東電との間でやり取りしてくださいということです。そのようにご理解いただければよろしいかと思えますけれども、お願いします。

◎宮崎委員

ありがとうございます。わかりましたので。確認書に書いてあることが今後は履行されていくんだと、ということですね。はい。厳格に守っていただきたいと思えます。以上です。ありがとうございました。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは皆様も今の説明でお分かりになったかと思えますが。それでは引き続きまして免震重要棟について、東京電力さんお願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。免震重要棟の件につきましては、前回は前々回も説明をさせていただいておりますので、本日はなるべくポイントを絞ったかたちということで考えております。

それでは、お手元に別添ということで「東京電力通信臨時号」というものが配布されていると思えますのでそちらを見なが、聞いていただければというふうに思います。

前回からも言っておりますけれども、この免震重要棟は中越沖地震に耐える設備として、2009

年に竣工して以来、現在もその耐震性には変わりはありませんけれども、2013年に新規制基準が発効して、この基準を満足しないことが明らかになりました。明らかになったことから、追加設置する原子炉建屋内の緊急時対策所との併用を審査会合で説明をしまいいりました。最終的にはこの併用の案では、新規制基準を満足することは困難と判断するに至りまして、免震重要棟を緊急時対策所として使用することを断念いたしました。

これが全段の上のところに書いてある部分でございます。このような経緯を、地域の皆様に積極的に説明をしてこなかったため、多くの方にご懸念を生じさせてしまったということで深く反省をしているところでございます。

それではまた復習になりますけれども、その次、オレンジの帯で「審査会合における経緯」というところを書いてございますが、そちらについて、もう一度復習をしてみたいというふうに思います。

免震重要棟の耐震性については当社では2013年と2014年の2回解析を行っております。2013年の解析につきましては、新規制基準の審査対応のためのもので、よく言われております、前から言っておりますが、7つの基準地震動のうち5つで耐えられないという結果がございました。

この2014年の2つ目の解析につきましては、地盤改良を含めた耐震補強策を検討するために実施をした解析でございます。ただその結果といたしましては、基準地震動、先ほどから7つと言っておりますがこのすべてにおいて耐えられないというものでございました。

この下のほう少し、下げてくださいまして、2013年と2014年の建物が描いてございますが、2013年の解析というものは、この免震重要棟の下、基礎の下にですね数値を入れて計算をしたものでございます。

隣の2014年の解析というものはこの深い所、何とかこの併用ができるように、何とかこの補強対策を考えるということでもございましたので、深いところのものも調べたいということで、解析をしていこうと思っておったのですが、深いデータがなかったものですから、近傍の1号機からデータを借用というんですか、持ってきて、それで解析をしたというものでございます。

こちら2014年のものにつきましては、解析の目的も違うこと、それから1号機から持ってきてるということ、技術的な課題もあったということから、こちらは審査会合には使用しないというデータということで社内では決定をしております。

それからその上のほうにいつていただきまして、2015年の審査会合において、緊急時対策所を併用することを説明する際に、2013年の解析結果を具体的に示さず、7分の2とか7分の5とか言わずに、免震重要棟が一部の基準地震動に対して設計目標値を満足しない、というふうに説明をしました。この一部を満足しないというふうに説明したことから、大半の基準地震動には耐えられる、というような印象を与えてしまいました。その後、2017年2月14日の審査会合において、この2013年のデータと2014年の解析について、実施した目的だとか技術的な問題を説明しないままに具体的な結果を示したところ、これまでの説明とは違うのではないかと、というような指摘を受けました。ということが今までの経緯。これはもう3回目になります、経緯についてはそういうことでございます。

次に、これを飛ばしていただいて、「多くの皆さまから頂いたご懸念」というところを読まさせていただきますと思います。

まずQ1といたしまして、「2014年4月の解析はすべての基準地震動に耐えられないという結果だったにも関わらず、なぜ結果を公表しなかったのか？隠ぺいしていたのではないのか？」ということでございます。こちら今説明させていただきましたが2014年の解析というものは、耐震補強策を検討する目的で実施したということ。それから先ほども説明しましたが、深いところについては1号機のデータを使って解析をしてしまった、ということでございます。そういうことなので、こちらについては、「信頼性が劣る」というふうに考えております。さらに解析の目的も異なっているということから、2015年2月の審査会合では、免震重要棟の耐震性を説明する根拠としては採用しておりません。先ほど言った、「社内で決定した」ということです。

当時のこの判断は「妥当なものだ」というふうには考えております。現在も考えております。だけでも、2015年の審査会合の対応に問題があったと、それは何かというと、具体的には原子炉建屋内に緊急時対策所を追加する理由として、「免震重要棟が一部の基準地震動に耐えられない」という表現で説明したことで、「大半には耐えられる」かのような印象を与えてしまった、という点でございます。

それからもう一つの質問でございますが、Q2、右側でございますけれども、こちらの質問は、「免震重要棟の耐震性評価の根拠として採用していなかった2014年4月の解析結果を2017年2月14日の審査会合で突然示したのはなぜか？」ということでございます。こちらにつきましては、まさにこちらは読まさせていただきますが、「2017年2月14日の審査会合では、新たに担当となった社員が、一部としていた基準地震動への適合性が論点になると認識し、これまでに得られていた2つの解析結果を提示することとしました。その際、解析の目的や技術的な問題について認識がないまま提示してしまいました。これまでの解析結果をすべて提示して説明するという姿勢に問題はありませんでしたけれども、解析結果を提示する以上、解析の目的や技術的な問題点など、2015年2月の審査会合で説明時の根拠に採用しなかった理由も含めて丁寧に説明すべきであったということで反省をしております。

これは、解析情報の管理や保管、共有する仕組みが足りなかったことや事前確認が不十分だったことなど、審査対応に関する組織マネジメントが欠落したことにより、審査の混乱を招き、新潟県の皆様に大変なご不安やご心配をお掛けしたことについて、深く反省し、お詫びをします。と、いうかたちでございます。

あと、「改善に向けて」ということで、最後のところでございますが。

今回の問題につきましては、自社の目線のみにとらわれて、社会の皆様視点よりも自社の都合を優先して考えて行動してしまう、企業体質が背景にあるというふうに考えてございます。

今、一所懸命、原子力安全改革ということでいろんなことをやりながら、いろいろと変えていく、改善をしていく努力をしているところでございますが、そのへんが少し足りなかった、ということで。少しだとまた怒られてしまいますね、「足りなかった」ということで反省をしております。

今後は、こういうことは二度と無いように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに

思います。

以上が、今までの経緯とポイントでございます。

竹内委員のほうからですね、ご質問をいただいております、別添で回答書というものが、A4、2枚が付いてございます。そちらのほうの3ページ目。1枚はぐっていただきまして、3ページ、下のほうに3と数字が打ってございますが、竹内委員からの質問が3点ございます。

まず一つ目の質問といたしまして、5号機の緊急時対策所が230㎡だけでも、免震棟の広さはどのくらいあったのか、という質問でございますが。

現在の、免震重要棟の2階の、今まで緊急時対策所として使っていた部分は、約810㎡ございます。この5号機の、今造ろうとしております5号機の緊急時対策所につきましては、対策本部と現場の待機場所2か所ございますけれども、足してですね、270㎡ということになります。

2番目の質問です。事故対応時に必要な機器はどのくらいの面積を要するのか、ということでございますが。回答といたしましては、対策本部には、自治体等への通報に必要なFAXだとか、コピー機などの通信設備の他に、被ばく線量を低くするための設備などが設置されておりますので、だいたい20～30㎡は必要と想定をしております。残るスペースに机だとか椅子だとかパソコンなどいろいろ置いて、動線を配慮してレイアウトをしております。実際対策本部では86名が活動できるようなスペースを確保しております。

それで3つ目でございますが。5号機緊急対策所は機器や物品を入れた上で、何人くらいの職員が駐在できる広さなのか、ということでございますが。

緊急時の体制といたしましては合計で176名でございます。対策本部が86名、現場待機場所が90名、で、活動することになります。この現場待機場所につきましては、消防車や電源車など、操作する現場対応要員の駐留スペースでございますので、常に誰か、全員がいるというわけではございませんけれども、1人あたりで1.5㎡程度のスペースは確保できている、というのが今の状況でございます。

また、ついこの間、この今の免震重要棟の緊急対策所を5号機のスペースと同じスペースに模擬をいたしまして訓練をしておりますので、そのへんを説明させていただきます。

こちら、スライドを見ていただければと思いますが、ちょっと見にくいかも知れませんが、これはですね、先月の31日に、13時から16時までに今の免震棟の中の緊急時対策所で行った訓練でございます。スペースを先ほど言った5号機の平米数と合わせるために、まあ三分の一くらいでしょうか、スペースを限って、こちらのほうで訓練をしております。こちらが、三分の一くらいになったスペースでやってるわけなんです、前は本部、ちょっと広くございましたけれども、本部があったり、各班があったり、いろんな班が入って、こんなかたちで訓練をしております。

次ですね。次のスライドを見ていただければと思いますが、こちらが、じゃあどのようなかたちでやったのか、ということで。実際模擬をして、5号機にあるわけ、ということで、緊急時対策要員が集まってくる時間もみんな違って来るんだろうということです。まずは初期対応といたしましては、本部要員16名によって初動対応をやって、その25分後にまた人が集まってくる、そのまた25分後にまた人が集まってくる、というようなかたちで、訓練を実施してご

ざいます。検証結果といたしましては、やっぱり免震棟に比べて小空間なので、反対にマイク等を使わなくていいのでコミュニケーションが図りやすかった、というこれが良い点ですね。

それから、原子炉建屋側の緊急時対策所をイメージした壁面で、ホワイトボードのフィルムなどを活用して、対策活動で有効な手段であったというようなこともございました。と、いうことで、まだまだ反省もいろいろ出てくるとは思いますけども、今後もこの5号機の緊急時対策所を模擬した訓練をですね、繰り返して実施をしていって、課題だとかそういうものを改善、抽出をして、その改善に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから最後になりますけども、宮崎委員からのご質問がきてございます。先ほどの回答書の4ページ目でございます。

こちらは、先ほど来説明をさせていただいていることの繰り返しにはなるのですが、「2015年の2月に審査会合において一部の基準地震動に対して通常の許容値を満足しないと説明しておるのは、これはこの説明した人間の一存ではなくて、組織的に企業ぐるみで起こしたのではないか」というようなご質問でございました。先ほど来、説明をさせていただいておりますが、2015年2月の審査会合で説明した資料の一部の基準地震動に対する評価としては満足しない、という記載については、説明者である（当時ですが）緊急時対策所のプロジェクトマネージャーが原案を作成いたしましたして、前任の、今の建築技術グループマネージャーではないんですが、前任の建築技術グループマネージャーが事前にその内容を確認した、ということでございます。

審査会合では3号炉原子炉建屋に緊急時対策所を設置する理由を説明することが目的でした。これが大きなとこなんですが、免震重要棟を使う、使わないではなくて、3号炉の原子炉建屋内に緊急時対策所を設置する理由を説明することが目的だったと。新規制基準では緊急時対策所はすべての基準地震動に耐えられなければ使用はできない、とされているため、建築技術グループマネージャーは一部の基準地震動に対する評価としては満足しない、という表現で免震重要棟は新規制基準を満足しないのだから、3号炉原子炉建屋に緊急時対策所を追加する必要性を、説明を出来るというふうに考えたということでございます。それで、「原案でよい」というふうに判断をしてしまったということでございますが。確かに自分で考えても少しおかしいな、とは思ってはいるんですけども、やっぱりその、そういうふうに考えて、志向がそういうふうになってしまったのではないかとというふうに思います。

尚、この審査会合の説明資料につきましては、原子炉設備管理部長が承認をしております。この審査会合時の説明としては当社の見解を述べたものですが、矮小化して説明する意図はありませんでした。しかしながら、解析結果を提示せずに自社の視点のみに捉われてあたかも基準地震動の大半に耐えられるかのような表現としたことは、定量的に説明する姿勢が足りなかった、というふうに考えております。

以上でございますが、免震重要棟については以上なのですが、刈羽テフラもこのまま間説明をするということでしたかね。

◎桑原議長

そうですね。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田です。引き続き刈羽テフラについてご説明させていただきます。

資料のほうはこちらの「東京電力ホールディングス(株)の古安田層の年代評価について」と書いた資料でございます。

私、発電所のほうでは地質の調査をやったり、地盤のことをやったり、断層のことをやったり、津波のことをやったり、ということで、この場でもこういう説明を幾度かさせていただいています。で、最初の頃、どんな説明をしたかな、と振り返ってみると12年前の平成16年12月、西山層という原子炉建屋が設置してある岩盤の年代の話を見せていただきました。ちょうどその時に220万年前の火山灰が西山層の上のほうに挟まっていますよ、とご説明をして、だから西山層の年代はおおよそ200万年前よりも古いものですよ、というご説明をこの場でさせていただいたことを思い出しました。

で、今日お話しさせていただくのは、古安田層という違う地層の名前ですが、ちょうど一桁新しい20万年前よりも古い、というお話をさせていただきます。

で、私が今日お話ししたいことは、この1枚目の丸ポツで括った箇条書きのほうにまとめてありますが、なかなかこの地層の話、言葉も普段使わない言葉ですし、固有名詞、火山灰の固有の名前が出てきたりしてわかりにくいものですから、ちょっと、できるだけわかりやすく説明したいという気持ちはあるんですけども、わかりにくいところは後ほどご質問いただきたいと思います。

初めに、東京電力が「古安田層」という地層の年代を何で今こうやって評価しているかというのは、先ほどもありました、研究会の皆様がご指摘した、ということから、こういうご説明の機会になっております。

で、古安田層がなんで重要かって言いますと、この古安田層の年代を使いながら、敷地にある断層が活断層かどうかという判断に結びついているからです。で、古安田層の年代ですけども、年代は約20万年前から30数万年前のもの、というふうに評価しています。で、裏面にはこの図を載せています。地層の説明をする時にこういった図を使います。この図の下の方が地下深いところ。上のほうが地上に近い部分になります。ここで言いますと、古安田層という地層が中程にありますけども、これが今日ご説明する対象になります。で、その上には安田層の下部層、安田層の上部層、大湊砂層というものが出てきます。

ここでこういった固有名詞が出てくると、なかなか何が何の説明をしているのか、っていうところで繋がりが難しくなってしまうんですけど。今日は、「古安田層」、こいつのことをご説明します。

で、これの年代をどういうふうに考えるか、地層の年代を考える一つの方法に、化石を使って、その含まれる化石の年代から地層の年代を決める、ということをやります。

地層というのは砂っぽいやつだったり、泥っぽいやつだったり、あの見かけだけではなかなか年代がわかりません。で、どういったものが含まれているか、っていうことを分析して年代を決めていきます。その一つの有効なものが火山灰になります。

で、火山灰。この2つ目の○に書きましたけども、地層に挟み込まれている火山灰など、「テ

フラ」と称されるものを用いて年代を決めていきます。

で、何で火山灰を使うか、っていうことですが、今お配りした資料の1枚めくっていただいて、A3の折込のその次のページ。「地層の年代評価の方法（広域火山灰による評価）」、という字があります。これはちょっと図が細々していますが、九州ではたくさんの火山があって、その火山から噴出したものの、灰の特徴があったり、それが何年前、何万年前ぐらいのものかということがきちんと整理されてカタログのようになっています。こういった年代のわかっている火山灰が今調査しているところから出てくると、「あ、これは10万年前だ。20万年前だ。」というふうに判定するということができます。そういった事を今回も行なっているということです。

で、この図に戻ります。古安田層の中には、「KKT 加久藤テフラ」、加久藤火山という九州の火山から飛んできた物、およそ約34万年前にどーんと噴火して九州から日本全国にばあーと灰をばらまいて、っていうような大きな噴火があって、そこから出てきた灰がこの柏崎の平野の下にも、眠っているというか、挟まっていると。堆積しているっていうことです。

34万年前のものがあって、その上には「阿多鳥浜テフラ」。これも阿多火山という九州の火山から飛んできたものです。

あの、偏西風ってありますけども西側から東に向かって大きな空気の流れがあります。九州でどーんと高いところまで巻き上げられた灰は。灰っていうのは細かい粒で軽いものですから、日本列島を覆うようにばわーと広がります。それが、ぱらぱらぱらぱらと堆積して地層の中に挟み込まれます。

で今、この陸上ですと風が吹いたりしてなくなってしまうんですけども、湖の底であったり、海の底だったりすると、そこはじんわりと堆積を続けてますんで地層が溜まり続けてますんで、挟み込まれて年輪のように証拠を残してくれます。そういったものを見つけていく中で、「加久藤テフラ」、「阿多鳥浜テフラ」。これについてはもういろんなところで調査されていて、年代も明らかかなもので、ここは東京電力としてもだいぶ早い時期から、この今回の調査の中で見つけてきました。

で、その地層の重なりの中からおおよそ20万年前くらいかな、と思っているところに「刈羽テフラ」。これ、当初の頃は年代がわからないでいましたけども、徐々に徐々に調査を進める中で論文が出されて、2年程前によく20万年前のものだ、というふうに説明することができるようになったものです。

元々はその地層の重なり、この「加久藤テフラ」「阿多鳥浜テフラ」。あと様々な分析の中で、おおよそ20万年前から30数万年前のもの、という評価ができているところに、「刈羽テフラ」と名前を付けました。こういう新しいものを見つけて、これが20万年前のものだっていう証拠が見つかって、今、こういう説明ができていて、っていうのが現状です。

で、今お話ししたように、基本的には火山灰。挟まれている火山灰の年代に基づいて地層の年代を決めてきています。

では、今話題になっています、「刈羽テフラ」がおおよそ20万年前ということはどうやって考えたかっていうことを、次のA3の資料でご覧いただきたいと思います。

あの、資料のほうは今お話したことの繰り返しになるので、特にどうやって年代を決めたか、ということをご説明します。

資料、この20万年前を決める元となった論文は、青森県の下北沖東側で、海上でボーリングをしたデータに基づいています。「地球」という大型の探査船で、深いところまでボーリングできる船。テレビ等でご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、そこで調査されたデータに基づいています。

その海底から取られたデータの中にはたくさんの火山灰が挟まれています。たくさんの火山灰が挟まれている中には、冒頭ご覧いただいた九州から降ってきたものだけではなくて、いろんな年代のわかっているものがあります。ここでいうと、「G14」「G9」4、いくつってこうありますけども、30何万年前から10万年、何万年、っていうものがあるって、これが深さ方向にどんどん出てきます。で、このグラフですけども、上から下に向って地層がどんどん深くなってきます。横方向には時間を書きました。横に行けばいくほど古い時代に入ってきます。で、この点を落としたところは、ちょうど深さと年代のわかっているものを落としたものです。おおよそ直線的になるのは、深さと。地層の深さと厚さと年代が比例関係にあるというふうに見てとることができます。古ければ古いほど深いところにあると。

その関係の中で、では刈羽テフラと同じものがどこにあるかっていうことで非常に嬉しいことに、「G10」というテフラと同じものだということがわかりました。同じものだというふうに説明できるというふうに自信を持つことができました。

「G10」テフラはどうかというと、この比例関係を用いてきますと、このグラフでは23万年。このいろんな誤差がありますのでそれを考えると、20万年から23万年前ぐらいだろうと。新しい側みて20万年前という説明をさせていただいています。

で、この「G10テフラ」。なんで刈羽テフラと同じものと言えるのか、ということですけども。この紙の後ろのほうを見ていただきますと、これが火山灰の主成分の分析結果です。あの、出来るだけ分析結果をそのままお見せしようということで、お付けしていますが、非常に分かりやすいか、わかりにくいかはあれで。ちょっとご説明しますと。

四角がたくさんありますけども、それぞれの四角は横軸に SiO_2 の重量比。火山というのは、火山灰というのはガラスのかけらみたいなもので、小さいガラスのかけらみたいなものです。

そのガラスの中の成分を分析してあげますと、何々が。例えばこれ、シリカが何%、カリウムが何%、とかっていうふうに重さが出てきます。その重さの比率をたてと横に書くと特徴的なところに点が落ちてきます。で、この中でいうと刈羽テフラの発電所の中で採れたものを黒丸。で、発電所の北側で採れたものをグレーの丸で。あと、研究会の皆さんが見つけていらっしゃる、「藤橋40」をオレンジの四角で。で、「G10」。これは論文に出ている値を平均値とバラツキの範囲を棒グラフで、棒状に表しています。

なので、この4つの集団が重なっている、うまく重なるってことは同じ成分を持っているというふうに判断できるということです。

重なり方が、あまりうまく重ならないということは、なんか違うものが紛れ込んでいるんじゃないのかな。というふうに考えることができます。

で、これを見ていただきますと、黒丸もグレーも、オレンジも、ちょうど赤で示された、赤いバーで示されたものとよく重なります。この8つの成分、それぞれに見てよく重なっている、ということから、これらは同じものだというふうに判断できるというふうに評価してます。

なので、元々は、加久藤テフラだとか、阿多鳥浜テフラ。30数万年、20数万年前のテフラを元に考えてきたことが、その後、この刈羽テフラ、G10との関係から、上のほうは20数万年前。すいません。約20万年前のものだということを説明できるようになったというのは現状でございます。

で、先ほども研究会の方々と直接、公開の場で、とかいうご指摘いただきましたけども、あの、一番の違いは。私が考える一つの時代は、このG10テフラと、この刈羽テフラ、藤橋40というものが、この分析結果に基づいて同じものかと思えるかどうか、評価できるかどうか、という部分にあらうかと思えますし、まあそういったお話をまずはさせていただくことが必要なのかな、というふうに考えているところです。

先ほども、東京電力の評価ばかりの説明で。ってありましたけども、直接まだお話を伺っていない部分もありますので、今は東京電力としてこういうことをきちっとやっています、ということをご説明差し上げました。

また、資料の中には結構な数、調査数量やっている、ということも書いておりますので、全体ご覧いただければと思います。説明は以上とさせていただきます。◎桑原議長

はい。ありがとうございます。それでは東京電力さんのほうからですね、免震重要棟の件について。それから、地層の問題について、2つご説明いただきました。

これからはですね、委員の皆さんからご質問、ご意見等、お受けしたいと思えます。質問される方は挙手の上、お名前をお願いしたいと思います。高橋さん、どうぞ。

◎高橋委員

高橋です。免震重要棟について、東京電力さんにお伺いをしたいと思えます。

もう随分いろいろと説明やら報告やらいただきました。もう、今日3回目だそうですね。東京電力さん、なんかちょっと勘違いなさっているのかな。一生懸命、説明とか報告されてますが、説明とか報告とか企業体質どうのこうの、って言って。その謝罪したとかしないとか。それで免震重要棟がきちんとしたものに、戻るんなら一所懸命やっていただきたいですが、もう結果として、最初必要だからということで造った免震重要棟が、結果として使えなくなったんだ。それでどうするんだ、というと、3号機、3号機はダメだから今度5号機とかって言ってますが、じゃあ、6・7号機との距離は5号機が一番近いわけですし、ほんとにあの。何かあった時に大丈夫なの？という疑問。大きな疑問。広さもありますし、あの距離的なものもいろいろありますが。もう、今さら、その、説明がまずかったとか、遅くなったとか、そういうことばかり。それだけを言っているでしょう。柏崎へ出向いて、あるいは浦川原へ出向いて説明をしたとか、一戸ずつ説明をし、謝罪をしてるっていう。そんなこと私は必要ないと思うんですよ。じゃあこれ免震重要棟。必要だから造ったんだから。じゃあ使えなくなったからどうするんだ。3号機とか5号機に逃げるんじゃないかと、それなら今の科学を持って出来るのか、できないのかわかりませんが、今の免震重要棟が十分機能するように、改良なり何なりができる

のかできないのか。できないなら、必要だと思って造ったものがダメだったんだから、もう一回造り直すということ、ひと言も出てこないですよ。そういうことを検討はしてみました、みたいなものも出てこない。それから、防潮堤もそうですよ。

使えない、かもしれない。けどどうするか、っていうまだ具体的なものが出てきていませんけれども。皆さん、必要だ、ということで。まあ同じことばかり繰り返しますけど、必要だからつくられたものがダメだったんだから、どうするんだ。どうしよう。と思っているんだということが全然示されない。

3号機とか5号機がどうのこうのって問題、そんなのは最初から考えていなかったはずですよ。3号機、5号機に逃げてるとしか言いようがないと思うんですよ。そのへんのところ釈明してもらいたいと思います。

◎桑原議長

東京電力さん、お願いします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

免震重要棟の件でございますけども。今おっしゃられたとおり、じゃあこれからどうするか、何にも考えて。3号機、5号機は考えていなかったんじゃないかということでございます。

こちらでも、資料でも何度か説明をさせていただいておりますが、2015年の時の審査会合の中で、「免震重要棟はもたない」ということがわかりました。それで、まず当時は3号機ですね。3号機に免震重要棟の、つくろうとしておった緊急時対策所というものを3号機につくろうという決断をしたということでございます。

じゃあ、免震重要棟を使おうとしたのかどうかというのは、先ほど説明しました、2014年の解析というのは、何とか免震重要棟が使えるようにならないんじゃないかということで、解析を。補強の対策を考えるために、検討させていただいたわけなんですけど、結果として免震重要棟では今の基準地震動についてはクリアできない、ということになりました。で、今後免震重要棟、どうするのかっていうことにつきましては、地震を伴う緊急時対策所としては、たぶん使えないんだと思いますが。じゃあ実際になんかあった場合には、その免震重要棟が使えれば、それは使うこともあるのかもしれないんですけども、そのへんについてはちょっとまだ、これから検討する、というようなかたちになるのかと思います。ちょっと待ってください、はい。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

免震重要棟の件でございますけども。今おっしゃられたとおり、じゃあこれからどうするか、何にも考えて。3号機、5号機は考えていなかったのではないかとということでございます。

こちらでも、資料でも何度か説明をさせていただいておりますが、2015年の時の審査会合の中で、「免震重要棟はもたない」ということがわかりました。それで、まず当時は3号機ですね。3号機に免震重要棟と併用して、つくろうとしておった緊急時対策所というものを3号機につくろうという決断をしたということでございます。

じゃあ、免震重要棟を使おうとしたのかどうかというのは、先ほど説明しました、2014年の解析というのは、何とか免震重要棟が使えるようになるのではないかとということで、解析を。補強の対策を考えるために、検討させていただいたわけなんですけど、結果として免震重要棟では今

の基準地震動についてはクリアできない、ということになりました。で、今後免震重要棟、どうするのかっていうことにつきましては、地震を伴う緊急時対策所としては、たぶん使えないんだと思いますが。じゃあ実際になんかあった場合には、その免震重要棟が使えるれば、それは使うこともあるのかもしれませんが、そのへんについては、これから検討する、というようなかたちになるのかと思います。

◎矢作原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
補足させていただきます。矢作と申しますが。

緊急時対策所につきましては、新たなものを今つくるべく、詳細設計をしているという状況でございます。ですからまったく新しいものをつくるという方向で動いているというふうにご理解いただければと思います。

◎桑原議長

はい、高橋さんどうぞ。

◎高橋委員

新しいものを今考えておられるということで、やっと納得いくわけですが、もうちょっと早く。まあ今日はそういう時期なのかも知れませんが、皆さん今まで説明とか報告だとかそんなことばかり言って、これからどうすんだということが何にも出てこなかったですね。で今そういうあの回答をいただきましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。以上です。

◎桑原議長

はい。それではあの、どうぞ。三井田さんですかね。

◎三井田委員

エネルギーフォーラムの三井田です。2点ありまして、まず1点目、東京電力さんにお伺いしたいのが、先ほどのちょっと、竹内委員の質問にちょっとかぶせる格好になっちゃいかもわかりません。あの緊対所の面積のお話をお聞きしたんですけれども、ちょっとわかる範囲で構わないんですが、他電力さんとかだと緊対所ってどのくらい確保してるのか、というのがもしわかったら参考程度に聞かせていただければと思います。

もう1点は規制庁さんなんですけど。ご説明いただいた「刈羽テフラ」ですか、説明すごくわかりやすかったんでありがとうございます。最終的な結論としては、要は電力さんと研究チームの意見の相違があるってことなんでしょうけど、その当事者同士が公開討論することは私、意味がないと思っていて。判断する方がいらっしゃるんで、判断するべきところが白か黒かって言えばいいことだと思うんですけども、そこに関しての規制庁の見解を聞かせていただきたいと思います。

◎桑原議長

それでは最初に東京電力さん。お願いできますか。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の長原からお答えさせていただきます。他社の緊急時対策所の大きさにつきましては、私たちが得ている情報の中で比べてみますと、いろいろ大きさがあります。その中で比べ

てみてもと、私たちが5号機に設けようとしている緊急時対策所とそう大きく変わりません。

◎桑原議長

では、規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。2週間くらい前ですかね。地元の研究者の方から要請書はいただきました。規制庁の審査チームはその要請書については内容を検討してることも確認できております。ただあの、まだ審査の途中でございますので、最終結論は出ていないということで、審査チームのほうで、ですね。東電さんのその審査書とそれから地元研究者の方のその、出てきた要請書ですね、両方比較しながら、必要なところは再度確認を行う等については、これからも実施されるものと考えております。

◎桑原議長

ありがとうございました。三井田さん、よろしいでしょうか。それでは他の方。吉田さん、どうぞ。

◎吉田委員

規制庁の方にお訊ねします。緊急時対策所のことなんですけれども。5号機の3階に設置されるという話を聞いてますけれども、私は信じられないんですよ。

福島の事故が4号炉のほう、止まっている4号炉が水素爆発でもって吹き飛んで。福島の4号が4階。柏崎は3階ですけど福島は4階の部分で同じ階ですよ。それで、壁が飛んで悲惨な状態でした。まあ、柏崎刈羽は絶対にそんなことはない、と必ず言うでしょう。しかし、必ずないと言っているながらも福島は。事故はないと言いながら現実で事故は起きました。そういうことを踏まえるとですね、免震重要棟っていうのは、規制庁の指導でもってすごく重要だと福島を。あの柏崎の中越沖を基にして福島もつくって、それでまあ、あれだけ対応ができた、ということだと思うんですよ。

それなのに、私は原子炉建屋の中に、緊急所をつくるっていうのは。その感覚が非常に私は、理解し難いんですよ。何ら合理性がない。そんなことをね、やっぱり許しちゃまずいと思うんですよ。更田委員も確か、「ぎりぎりのところで」、というような発言をされていたと思うんですよ。なぜ、5号機のところにですね、緊急所として施設をつくるか。もし万が一、福島と同じような事態になったら東電の職員は死亡しますよね。そんな可能性がゼロではないところに、なぜわざわざつくる必要があるのか。私はそのへんを、根拠をお聞きしたいと思います。

◎桑原議長

それではですね。所長。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

根拠になると、申請している東京電力側になるんですが。まずあの今の新規制基準の考え方がですね、福島と同じような事態にはならないという前提のもとに設備の追加等をしておりますので、その上で、耐震性等が確保されている緊急時対策所をつくるというのが

今の規制の要求です。それがたまたま 5 号機の、皆さんご存知の場所であったということ。まあ、ただ、福島と同じような事故があれば吹っ飛んで死んじゃうということなんです。そうすると私も死んじゃいますので。まあそうならないようにですね。今、審査チームが必要な条件等確認している、という状況です。

で、なぜそこに緊対所を設けるか、という判断については、まず申請側の東京電力になると思います。

◎桑原議長

それでは東京電力さん。今の件について、説明できますか。

◎矢作原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

まず、福島第一の 4 号機の原子炉建屋のオペフロが爆発したというのはどういう経緯でいったかといいますと、3 号機側でベント等を行なった時に 3 号機側で発生した水素が、共用してる配管から流れ込んで行って 4 号機側に入っていました。それで爆発したという経緯がございます。

次に、5 号機につきましては、どうしてそこを選んだかといいますと、やはり原子炉建屋というものは非常にがっちりした剛の構造でつくっております。そういった意味から非常に地震時やなんかに対する信頼性の高い建物であり、しっかりと空間が確保できます。そういった観点から、5 号機を選んだというものでございます。◎桑原議長

吉田さん、よろしいですか。はい。

◎吉田委員

今の説明、私は納得できません。はっきり言って。

あれほどね、免震重要棟、免震重要棟とずっと言ってきましたよね。原子力発電所の建屋は確かに耐震性はあると思います。あるかも知れないけれども大きく揺れた時に、免震重要棟みたいに、中は大丈夫なのか、ということですよ。そういうことをきちっと説明。私はされてなくて、何か耐震性が表面に出てきて、そうなったら今までは全部あの原子炉建屋の中に緊対所をつくれればいだけの話だと私は思うんですよ。それが今までそういうことがなくて、必ず免震重要棟を新たにつくるというような政策をたぶんやってきたんでしょ。私はそう考えるとやはりその非常に合理的じゃないと。そこにやっぱり行きつくんですよ。だから、もうちょっときちっと説明をしていただかないと。耐震性があるから大丈夫だとか、それだけのスペースがあるから大丈夫だ、というだけでは私はちょっと納得できないですね。

◎桑原議長

それは、じゃあ吉田さん、ご意見ということでよろしいですか。はい。他の方。竹内さんどうぞ。

◎竹内委員

免震重要棟を新たにもう一個造るということで非常に安心しました。良かったなと思ってます。で、私あの聞いてばかりじゃ悪いかと思って、他の原発の緊急時対策所の広さを自分で調べてみたんですけども。まあ稼働しているところというので、川内原発が 820 m²だったんですね。なんか、大差ないって言われて、じゃあ川内原発だけが特別なのかなっていうのと

か。実際に他の稼働している原発、再稼働した原発の緊急時対策所の面積をきちんと次回おしえていただきたいなと思います。

そして先ほど、一人あたり 1.5 m²でスライドでも出たみたいなの、すし詰め状態の中で、何か月にわたるかわからない緊急時の対策をしていかなきゃならないことを考えると、本当に職員の方が大変だなと思って。免震重要棟がしっかりできるまでは、再稼働はできないだろう、職員の待機場にもできないだろうなというふうに思いました。

今日、免震重要棟を新たに造るというお話を聞いて大変良かったです。意見です。

◎桑原議長

はい。なんか東京電力さん、お答え。はい。どうぞ。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の長原からお答えさせていただきます。他社の緊急時対策所の大きさですが、事業者防災業務計画での内容を整理しますと、川内原子力発電所は、約 170 m²になります。また、玄海についても 170 m²になります。

大きい発電所もありますが、既に運転しているプラントでの緊急時対策所は先ほどの説明した大きさになります。

◎桑原議長

ありがとうございました。

◎矢作原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ちょっと補足させていただきますが。今、新しい緊急時対策所を、免震構造とおっしゃいましたが、今のところ、免震構造じゃないもので考えておりますので、その点、補足させていただきます。

◎桑原議長

今の話は耐震ということでしょうか。

◎矢作原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

剛構造のものでつくるということです。

◎桑原議長

それではですね、はい。

◎竹内委員

それは、建屋とは別につくるんですね。しっかりしたあの。

◎矢作原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

今の建物とは別のものをつくるということです。

◎桑原議長

それでは、石田委員さんですか。どうぞ。

◎石田委員

緊急時対策所ですか。その、面積の話が出ましたけど、他所の発電所と柏崎刈羽の発電所では働いている人たちも人数、全然違いますし、7号機まであるっていうのは、柏崎だけなんですよ。それを一概に他所の発電所と大差ありません、なんていう簡単なことで

は済まないのではないかなと思うんです。さっき竹内さんが言われたように、そこで働く人たちがぎゅうぎゅう詰めのところ、どのくらいも我慢しなければならないなんていう、それでいて安全を確保するなんていうのはちょっと気の毒かなと思いますので、やはりあの面積ってというのはどうでもいいんじゃなくて大切な事なんじゃないかなと思います。もう少しあの、たぶんお金もかかるんでしょうけど、もう少ししっかりと、そのへんも考えてほしいなと思います。意見です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、他の方。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の長原から、今のご意見に対してフォローさせてください。確かに、大きき的には狭いという感覚を抱かれると思います。6号機・7号機を対象にした緊急時対策所になりますので6・7号機での対策要員数になります。170名強の人間が詰めるというかたちになります。他社の状況も踏まえて居住性等十分考慮した上で対策所については設計していかなければいけないと考えています。従いまして、対応者が苦しい思いをするようなこと無いように配慮したいというふうに思っています。

◎桑原議長

ありがとうございました。高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。私はこの、今回の免震重要棟の耐震性についてということについてのいろいろな報告の中に、私は東京電力のこれからのあり方がどうなるのか、というのを見たいと思っておりました。

で、前にも言ったと思うんですけども、この問題は説明が不足だったとかね、連携が、コミュニケーションがうまくいかなかったという、そういう類の問題ももちろんあるでしょう。でも、根本的なところで、非常に重要な問題があると、私は思っています。それはすごく簡単な例でいえば、例えば7つのうち5つ耐えられないのを一部で満足しないというようなことを言うてしまう。それを先ほどの説明を聞きますと、いろんな部署の人たちが「それでいい」、「それでいい」というかたちでそうなるっていく。そのところにね、私はとても大きなね、東京電力の問題があるんだというふうに思います。

で、なんていうか、安全を軽視しているとしか思えないね、そういう問題がそこに潜んでいると思うんですよね。それに対して東京電力は、最後にどういうふうなことを、改善に向けてどうするか、というところに、「社会の皆様視点よりも自社の都合を優先して考え、行動してしまう企業体質が背景にあると考えております」と、まあ、そう説明されました。私はそこで、自社の都合を優先する、と。自社の都合というのは何なのか。それを具体的にお聞きしたい。

で、それが、例えばそこに書いてある、この今日頂いた紙にも書いてあるように、広聴活動を実施するなどの改善で、それが治るのかと。

それから、前に配られた説明の中にもありましたけれども、その体質を改善するため

には、責任の権限を明確化した上で改善対策に取り組み、本問題の再発防止を徹底致します。と書いてありますが、その自社の都合が何なのか具体的にわからない上に、そういう改善で、そういうことで体質が改善できるの、と書いていらっしゃるのか、そこをきちんとお話ししていただきたいです。

◎桑原議長

東京電力さん、お答えできますでしょうか。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

具体的にじゃあ自社の体質、自社を優先したってというのはどういうことか、っていうことなんでございますが。これは、すいません。これからしゃべることが合ってるかどうかっていうのは、私、個人的な見解もあるのでちょっとわからないですけども。まず、一人の技術者がいたとしますと、その技術者がですね、目標に向かってなんかをやってごうと思う時にはいろんなものが、いろんな、なんていうんですか、ハードルみたいなものが、出てくるんだと思います。そのハードルというか、枝葉って言った方がいいんでしょうかね。そういう枝葉みたいなのがこうやって出てくるんじゃないかというふうに思いますけども。そういうものを、この一つの目標を仕上げよう、クリアしよう、とするためには、やっぱり周りの枝葉っていうか枝葉の部分というのをやっぱり見えなくしてしまうのかな、という感じがします。

その目標にだけ向かって真っすぐ進んでいくので、本来であったら別な部門から見れば大事なかなと思えるものが、それが自分の部門では、なんていうのでしょうか。まっすぐ、目標に向かって進んでるかたちになってしまうので、そのへんがちょっと周りの環境っていうか、見えなくなってしまうので、それで一つの、最終的な目標にのみ進んでしまう。というようなところが多分、いろんなところで私共の会社にはあるのかなというふうに思います。

じゃあ具体的にどれだ、と言われるとすいません。ちょっとはっきりと言いつらいんですが。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

新潟本部のほうから。新潟本部のほうからもご回答させていただきます。

今あの、今の回答と大体似たような主旨になりますけれども、またちょっと違った表現でさせていただきます。

あの自社の都合を優先してしまうというのは技術的に正しいとか、目的に叶ってるとか、そういった視点からするとですね、これは正しいことだから、問題ないだろうというような判断をしがち、ということで。というふうにも私も思っております。

そうしますと、それが一方で、地元の皆様、地域の皆様の目からですね見ると、そういうことではなく、心配な点がいっぱいあるというようなふうにも、結果として受け取れるということが多々あるということだと思っております。

この、「自社の都合」という、わかりづらい、ということでもありますし、私共も、こういうことがそうなんだと、はっきりと申し上げづらいところもございますが、そういったところをよくよく知るためにも、地域の皆様、県民の皆様のご意見をたくさん、たくさん聞

いてですね、各戸訪問の場とか、コミュニケーションブースの場とか、そういったところで確認させていただいて、そういった地域の皆様の観点、視点からより良い判断をしていけるような、そういう活動をしていきたいというところでございます。ちょっとわかりづらいかもしれません。はい。

◎高桑委員

あの、よく答えられないことをね、「自社の都合」という言葉で言うっていうのは、それどういうことですか。

例えば先ほどの「最終的な目標に向かって、枝葉が見えなくなる」とかね、目的になってるということですけど、じゃあ何が最終的な目的、目標なんですか。何が目的なんですか。

◎林新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

あの、自社の都合というところでは、ケースバイケースでそこは違ってくるとは思いますが、最優先は安全でございますので。住民の皆様の安全が最優先という考えにちゃんと合ってるかというところをしっかりと、その判断が間違わないように皆様のご意見をしっかりと承っていききたいというところでございます。

◎高桑委員

私は、私の説明に対して最終的にそういう答えしか出せないところにね。もう本当に住民の安全なんて考えていないんだというふうにしかなれない体質なんではないかと。そういうふうを考えざるを得ませんね。

よくわからない言葉をね、改善に向けた最後のところにきちんと書くという、そのこと自体が。説明がうまくできない言葉をね、書いて。そしてそのために、その体質を改善するために、こうやります。こうやります。何がその、自社の都合なのかも説明できない。曖昧にしか説明できないのに、改善するためにこうします、と。こういうようなかたちで言葉だけ。表面だけですべてやってきていると。それがこぞずっと、続いていたことではないですか。

私はこの免震重要棟の問題は、規制委員会も組み入れた非常に大変な、大きな問題と思っていますから、もうちょっときちんとしたね。東京電力が本当にあの、考えていくんだよ、ということを見せてもらえらると思ったんですが、全くそれが出てこない。今の私の質問に対しても、最終的にはその場しのぎにね、「安全を」「皆さんの安全を」という言葉で誤魔化してしまうような感じ、しか受けません。

これからこういうことをやる時には、言葉を。言葉の説明がきちっとできる言葉を使って。曖昧なね、「住民の安全を第一にしていますよ」というようなことを言うのではなくて、実践できるようなことをきちっとやっていってほしい。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。町田さん、どうぞ。

◎町田委員

町田です。先般、櫻井市長が再稼働する条件として1～5号機のうち1台を廃炉にしてく

ださい、と。まあ但し、案ですから。決まったわけでも何でもありませんけど。

5号機っていうのは緊対所ですよ。これ、規制庁は廃炉になった炉に緊対所が大丈夫なのかと、元々5号機っていうのは刈羽村の敷地内に確かあったはずなので、そもそも柏崎市がその5号機に関して何か言う権利があるのかどうか、っていう場合もあるので。刈羽村さんのほうにその旨話がいったら、市長は1～5号機って、もう言ってるのか。僕にはそのへんがよくわからないんですけど。刈羽村さんと、その今、さっきちょっと言った、規制庁は廃炉になってる炉。そもそもそんな炉がないのであれでしょうけど。そこに緊対所を設けていいのかと。刈羽村さんの対応はその5号機ですよ、と東電さんが言っちゃったら、5号機は刈羽村さんのまあ所管だと思うんですけど。柏崎は1～4だと思うんですよ。なんかそのへんちょっとお伺いできればお願いします。

◎桑原議長

じゃあ、規制庁さん。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。まず最初のご質問ですが。緊急時対策所というのは別にプラントが動いてようが廃炉だろうが、そこは関係なく。

◎町田委員

いや、でも廃炉になったら壊さなきゃいけない。そしたら緊対所、壊しちゃうじゃないですか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

それはもう最終形になりますよね。その前までには相当な時間ありますので、その間で別の施設を造るとかですね。そういう対応になると思います。もし廃炉になればですね。

と、もう一つ。市長がおっしゃってたのは、5号機を廃炉にするということではなくて、1～5号機の中の廃炉の計画を明確にしろ。全部を廃炉にしろ、とかっていうことではなかったように私は理解しております。

◎町田委員

1台って言ったんですね、確か。たぶん1台なんです。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

1台とも。そうですね。皆さんおっしゃってるように言ってないと思います。とにかく、1号機から5号機までの。廃炉にするならばその計画を2年以内に明確にしろ、と。ということが市長のおっしゃってたことだと理解しております。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それじゃあ、宮崎さん。最後にします。

◎宮崎委員

と、言うのは。すいませんね、議長さん、会長さん。

今の、免震重要棟に関するのと刈羽テフラのことについて質問したいんですが。続けていいですか。じゃあ、お願いします。

この免震重要棟のことでですね、まあひとつ意見として言うのは、高桑委員が自社の都

合ってなんだ、ということの説明できないのか。という話がありましたけども。

私がまあ聞いてて考えてるのはやはりあの、金をかけて造ったものは使いたい。それが優先するとかですね。それからもう一つの心配は、とにかく申請書を出して合格を早くもらいたい。とにかくそれを急いでいる。そういう姿が説明の中には何にもないんですが、私たちにはそういうの映るんですね。まあ、そういうことを自社の都合としてきたのかな、っていうのを私まあ考えたんで意見として申し上げました。

2 目。今度は質問なんです。規制庁さんですね。東電が一部に限って、一部は適用できないが後はいいんだ、とこういう説明があった時ですね。緊対所ですか、免震重要棟のあり方としてすべてのものに適用しなきゃダメだという基準を持っていながらですね、一部はダメだけど、という説明を聞いてて、すぐその場でダメだと。なんでこの意見を言わなかったのか、そこが私不思議なんだ。これから規制委員会って言うのは、原発の今度は検査においてですね、事業者に検査をさせて規制委員会がチェックに行くんだと、いう体制に変わったそうですけども。規制庁にそういうですね、見抜く能力とっては失礼ですけども。そういう力がですね、ないんじゃないかという疑問を持つんですけど。どうしてその東電の説明の時にズバリ、ダメだよと。免震重要棟はもう使いものにならないという指摘。できなかつたんですかね。そのへん聞かしてください。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。すいません、私も審査チームにいたわけではないので、正確なお答えではないかも知れませんが、その時にはですね、ダメだからこそ 3 号機の緊対所と併用するという案で審査が進んだんですね。本来、今おっしゃったとおり、一部にしる使えない条件があれば免震棟はもうすべて使うな、という指示もあったかとは思いますが。

ただその時の審査では、3 号機の緊対所とそれから。一部ということはその耐えられる地震動っていうのもあるっていう前提だったので、その時には併用というかたちであれば緊急時の対策としては、きちんと規制基準が満足できるだろうというふうに判断をしていたのではないかと思います。

ただあのすいません、私の想像です、これは。

◎桑原議長

えーですね。それじゃああの、まだ次の定例会もありますので、フリートーク等もございますので、またその時にお願いしたいと思います。

それでは免震重要棟についてはですね、これで閉じさせていただきます。若干時間はあるので、今日発言をされてない方を少しご指名したいと思いますので、ご意見を言っただきたいと思います。まず、石坂副会長、どうぞ。

◎石坂委員

はい。石坂です。

今日あの免震棟の問題の前にですね、例のあの設置変更許可の東電さん、東電と県との間のやり取りの説明がありました。それからまあ免震棟の件、それから今の、なんでしたっけ、あったわけですけども。非常にその今日のこのやり取りを聞いていてですね、今

までとまたちょっと違った雰囲気に進んだ部分もあったと思うんですけども。非常にその今回、東電がですね、免震棟の件で規制審査会合でああいった事になったことですね、なんていうのかな。原因ってわけじゃないんですけども、こういうところが繋がるのかな、というふうに思った部分がちょっとありました。

一番最初にその、設置変更許可申請のご説明をいただいた時に、やはりあの、宮崎委員さんでしたかね。の質問に対してやはり、そこにきちんと答える内容ではなかったというふうに私も実は思っていました。なので、そのへんをもう一回このフリートークの時間になったらですね、改めてそのへん私のほうからお聞きしようと思っていたところで、その後で補足というかたちでいただいたところで納得はしたところなんですけれども。まあぶんこういうふうな部分ですね、やはりその、大事なその規制委員会の場でもなんかあったのかな、ということ若干感じてしまいました。それがちょっと残念なところでありませう。まあ、その根本的な部分ではなく、その文言とか、言葉遣いみたいなところですね。まあ非常に私にしてみたら、その先ほどそういう言葉も使われましたけど、枝葉末節というか、そここのところを取り上げて、ということが全体のその大きな目的。その原発の安全を確保するというにどういうふうに寄与するのかな、と。あまり細かいことに目くじら立っているよりも、本質を見たいというふうに思っています。が、やはり言葉遣いというのは非常に大事なところがあるんだな、ということ今日、久しぶりにですね、この会で改めて感じたところではありました。はい。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、三宮さんお願いします。

◎三宮委員

はい。三宮です。私も最後の、このフリートークでお話しようと思っていたことっていうのは、今、石坂副会長がおっしゃったこと全てだと思っております。

せっかくこうやって会を毎月ですね、開いているわけですから。今おっしゃったような言葉遣いもそうですけれども。一つほんとに、取ればこの設置許可の申請のお話、最初にされましたけれども。いろんな言葉が出てきました。いろんな説明がありました。

最後に、と言いますか。平田所長がおっしゃったことが、みんなそこで「うーん」ってわかったんじゃないかなって、僕は思ってます。きっとそうだったんだと思います。

今、石坂副会長がおっしゃったことをもう一度皆さん、来月からでもですね、意識してこの場に臨んでいただければいいんじゃないかな、と思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。続きまして田中委員さん、お願いします。

◎田中委員

はい。田中でございます。まず、私は今回が2回目の参加ということで新任の者として、今回、今この場が初めてのフリートークでの発言ということで、慣れてないので、上手にしゃべれないかも知れませんがよろしくお願いいたします。

あの、私が率直に感じている。感じた今日の感想というか。これまでのこの1か月間の

東京電力の活動とか、そしてこの柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会についての、まあ、フリートークでいいと思いますので、率直な感想になるんですけども。

安心に対する考え方が皆さんいろんな方でそれぞれ違うと思うんですけども、何を持っていて私たちが安心してこの地で生活をしていけるのか。今までに起きたことの無い天災が起きる可能性と我々のこの30代、20代の若者の気持ちとしては昔と大きく違うのがやはり人口減少の時代。そして今、残念ながら自殺率が、自殺の人数が減りながらも若者の自殺率が増加してる時代。

いろいろ、もちろんこの東京電力に問題があることは承知してますし、しっかりとこの会を通じて見ていかなきゃいけないということは我々も承知しています。でも、何を以て安心か、については若者の気持ちもきいてほしいなあと心から思います。私たちはこの地域で生まれて、この地域で、天寿は全うするまで生きていたいと願っている人間です。皆さんと力を合わせて生きていきたいと願っている人間ですので、あの、まだまだこれから皆さんと一緒に2年間の任期を全うできるように頑張っていきますけれども。皆で一緒に良い方向に。この柏崎を良い地域にできるようにと願っているのが私の今日の率直な感想でした。ありがとうございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは時間もあんまりないんですが、須田委員さんをお願いします。

◎須田委員

はい、須田でございます。私は今日、免震重要棟の問題でいろんな討議がなされた中で、私は、多くの皆様から頂いたご質問への答え、というところの2番のところで、「新たに担当になった社員が」という一言があるんですけども、そこが一番。研究者というのはやはり自分の信念というか、を非常に通し続けてなかなか、私も勤務をしていて職場離脱とかがあって言って、職場を違うところへ移ったりはしましたけど、研究者というのは、そういうことはなかなかできないんじゃないか。だから、自分の固定観念の中で物事がずっと、ずっといってるんじゃないかな。されているんじゃないかなという部分を感じました。

それで、新たに担当になった方も、社内の体質という中には新たに担当になった方が発言しにくい状況がつけられているんでないかな、という感想を持ちました。あの、チームリーダーが当然あるわけなので、その中に新たに担当になって発言をするということは非常に勇気のいることだと思うんです。そこらあたりが、皆さんの考え方とか研究のかたちの中で率直に意見が出せる体質をつくられば、いろんな今までのような事故が少しでも減るんでないかな、ということを感じたのが今日の私の意見です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして相澤委員さん、お願いします。

◎相澤委員

相澤です。よろしくをお願いします。

免震棟でなんか、新しいのをつくっていく、つくっていくっていうか、そういうのをな

んか。質問されてからそういうのを話を出すんじゃなくて最初からそういうのは話してほしかったと思います。

まあ、その1点だけです。はい。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、入澤委員さん、お願いします。

◎入澤委員

はい。入澤です。そうですね、私も先ほどの田中さんと同じく、今回で2回目。まだ新任でありますし、正直、原子力発電所っていうものも今まであってあたり前、という感覚でございました。この地域、まあ柏崎刈羽とか私共の同年代の人間、ほぼ9割と言いますか、95%、もしかしたら99%くらいが私と同じように認識で「あってあたり前」というかたちなんじゃないかなと思っています。

今回ですね、私とその、地域の会っていう委員になる、ということでちょっと調べてみたんですけど。私、昭和で、53年生まれなんですね。まあ1978年。偶然なんですけども、東京電力さんの原発の工事が始まったのが同じ年ということで、同級生になるんですね。まあこのまま一緒に年を重ねて平和にっていうふうに願ってますけども。まあ一応私的にはその、刈羽の商工会っていうかたちで来てますし。私も刈羽村のほうで商売やってまして、まあ推進派っていうかたちで来ております。まあ今のところ私も推進。東電さんと共に良い柏崎刈羽、まあ新潟県、を期待しております。

まあ、そうですね、まだ2回目なので、詳しいことはちょっとまだわかりませんが。まあ任期が2年間ということで、この2年、過ぎた時にですね、ほんとにこれでいいのかなってちょっと疑問のまま任期が終わらないように。それを期待してますので。今後ともよろしく願いいたします。

◎桑原議長

はい。ありがとうございました。定刻を若干過ぎておりますが、それでは今日の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

ひとつだけよろしいですか。申し訳ありません。手短かに済ませます。炉規法の許可申請のことで、いろいろとお考えいただいているということでしたので、誤解がないように、ひと言だけ言わせていただきたいんですけども、書く場所が違っていたという認識は県としてはございません。そこは審査の中で、規制庁さんと東電さんとの関係だにご理解いただきたいと思えます。

県としてはあくまで、その第三者の目を入れたい、ということで条件をつけて申請を承認しました。その申請を承認して審査が始まった中で、規制庁さんと東電との間で、そういうやりとりがあったんだということを、私も今日初めて聞きましたので、そこが県が深く関与しないと私が発言した部分となります。

繰り返して申しますのは、県はこの確認書に基づいて東電と約束をきちんと交わしたということだけです。お願いします。

◎桑原議長

ありがとうございました。はい、あの、どういう中身ですか。はい。

◎宮崎委員

今日の質疑の中でですね。地盤、地層の問題というのは深められませんでした。いっぱい聞きたいことがあります。この次もですね、議題にしっかりあげていただくよう、運営委員のほうで取り上げていただきたいと思います。お願いします。

◎桑原議長

それはあの、運営委員会の中でまた、どういう問題になるか、協議させていただきたいと思います。それではですね。ここの広報センターはですね、第1回の時にもお話したように、センターとしてはここは9時に締めたいというのでやっておりますんで、なるべく8時50分のうちに収まるようなかたちにさせていただきたいと思います。

それでは事務局のほうお願いします。

◎事務局

それでは最後になりますが、次回の定例会の案内をさせていただきます。次回の169回の定例会になりますけども、7月5日水曜日、午後6時半からこの会場で予定しておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして地域の会の第168回の定例会を終了とさせていただきます。お帰りの際は、お忘れ物の無きよう、今一度ご確認をお願いいたします。

大変お疲れ様でございました。